

令和3年度 第8回江津市農業委員会総会

日時：令和3年11月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二

9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（8名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、

佐々木建也、仲津和法、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和3年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会長 おはようございます。天候の悪い中、出席頂きありがとうございます。先般より農地利用状況調査等も大変ご苦労ご協力頂きましてありがとうございます。

す。また、人農地プランについて現在も進めて頂いている所ですけれど、ご案内のように今9つのエリア別に、プラン推進会議という形で現在、推進経営体と関係機関等々で協議を進めている所でございます。委員の皆様には引き続きご支援ご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会に入ります。ただ今より、令和3年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、吉岐推進委員、河村推進委員、湯浅推進委員、3名の欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、8番 二本木委員、9番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

《 桜江町今田 》

会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは報告第1号、農地法第18条第6項の届出についてです。土地の所在は桜江町今田●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番です。賃借人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。解約成立日は令和3年11月1日、土地引渡時期が令和3年11月22日で、合意解約となっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 桜江町市山・今田 》

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。土地の所在は 6 筆ございます。桜江町市山●●●番、桜江町市山●●●番、桜江町市山●●●番、桜江町市山●●●番、桜江町市山●●●番、桜江町今田●●●番、地目は今田の●●●番だけは田で、その他は畑です。面積は●●●番が●●●㎡、●●●番が●●●㎡、●●●番が●●●㎡、●●●番が●●●㎡、●●●番が●●●㎡、●●●番が●●●㎡、●●●番が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 はい、位置図の 1 ページと 2 ページをご覧ください。1 ページですけど、位置図の中央の所に市山コミュニティセンターがありまして、八戸川に架かっている江尾橋がありますけれど、この図面で言いますと左側の方が入原、それと県道桜江金城線ですか、右側下の方が江尾側で八戸川を左に下って長谷方面になります。圃場ですけども、●●●の交差点に●●●がありまして、●●●と西側に●●●とかがあるのですけれど、その間になります。あと、2 ページの方ですが、これは今田地域で左側に鮎観橋と書かれてある方が市山側で、その反対側は川戸方向になります。ちょうどその真ん中辺りに位置します。譲渡人の●●●さんですけども、数年前に市山の家も解体されて、こちらには家は無く空き地になっています。それから●●●さんですが、仕事を退職されてから、この前もありましたけれど、●●●さんの土地を譲り受けたのと併せて、他にもいくらか借り受けて、現在、積極的に農業をやっておられるのですけれど、畑についてはかなり周りが荒れた状態で、数日前に現場を見に行っただのですが、今回の所はたぶん●●●さんがされたのだと思いますけれど、耕しておられました。それと、県道から住宅地のちょうど中間処に位置します●●●番がありますけれども、これは今、●●●さんという新規就農者だと思えますが、その方が仕切っているのだと思います。それと、今田ですけど、これは先ほど●●●●さんと●●●●さんとで合意解約をされました土地ですが、

今回の売買を成立させる為の解約であって、これが終わったあと再度、●●●●さんと●●●●さんで賃貸契約を交わすということになっています。●●●●さんがこちらの方に帰るということは無いと思いますし、農地を持っている以上これは仕方が無いことだと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 桜江町鹿賀 》

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは 2 番です。土地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。桜江町鹿賀●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●市●●●二丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は無償となっております。譲受人の経営面積がゼロとなっておりますが、これは詳しく調べましたところ、祖父の名義になっている農地で耕作をされているということでございました。現在耕作しているということで、相続の申請、3 条の 3 第 1 項による届出を提出しております。ちなみに、その面積は●●●㎡を耕作しているということでございます。以上です。

会 長 　それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 　位置図の 3 ページをご覧ください。下側が江津市で、道路は見えませんが上の方は川本方面になります。左側に江の川、この図面ではありませんが右側の上の方向に鹿賀大橋がございまして、下側は下流となります。ちょうど、図面の

右上が鹿賀大橋を渡り切った所になりまして、そこから県道日貫川本線を下流方向に進んで頂きまして鹿賀谷橋があります。この鹿賀谷橋の右側には皆さんご存じと思いますが観音滝があります。その橋を渡って頂きますと、●●●●さんの家があります。その前から農道が斜面に向かってありまして、それを下りて頂くと、少し後戻りになる位置に申請地がございます。●●●●さんの家から現地までの距離が約●●●mと思います。今、事務局の方からも説明がありましたが、もう少し私が聞いたこともありますので、お知らせしたいと思います。16日に●●●安田さんに会うことが出来まして、申請書の譲り受けについてお聞きしました。譲受人の●●●●さんと●●●●さんは、従兄弟同士だそうです。そして、分家本家にも当たるようでして、●●●●さんは12年前にこちらの方へ帰って来られました。そして、譲渡人の●●●●さんはお兄さんを亡くしておられまして、●●●●さんが跡を継いでおられたのですが、●●●●さんは埼玉県に住んでおられまして、自分はもう帰れないので農地を譲りたいとお願いされてまして、●●●●さんに譲ることが良いと考えておられたそうです。その後、●●●●さんに譲り受ける農地に立ち会って頂きまして、畑を確認しました。その畑の隣はどなたの農地でしょうかとお聞きしたところ、祖父が以前から作っていたということだったので、確認したところ、他の場所にも経営圃場がありまして相続が必要となりますが、その相続の届出も提出されたとのことでしたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第4条

◀ 渡津町 ▶

会 長 　次に日程第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請でございます。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑で面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場となっております。工期が平成 5 年 7 月 20 日からとなっております、平成 5 年に隣接地に住宅を建築した際に、駐車場にしていたということでしたが、その際に転用許可申請をしなかったということで、顛末書を付けて改めて申請をされたということです。以上です。

会　長　それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 4 ページをご覧ください。第 4 条ですので、農地を農地以外のものに転用するということで、ご自身が所有している農地に、こういう住宅とか駐車場等の農地以外のものに転用する場合、この 4 条の許可が必要というものでございます。位置図の 4 ページを見て頂くと、現地は国道 9 号線、江津バイパス東口からほんの少し●●●に行って国道に面した所で●●●さんという大きな家があります。先日、申請された場所に伺って確認しましたところ、この●●●さんのお家の周囲は立派な塀に囲まれて、広い邸宅でございました。今回の駐車場としている部分は塀の中で、家に隣接してございました。●●●さんの家から国道に向かって左隣と前の方、ここへは農地と言いますか植木がありましたけれども、それぞれ僅かな面積でいずれも草刈りをされて綺麗に管理をされている状況でした。申請人の●●●●さんとなっておりますけれど、先日お伺いし、ご主人にお話を聞くことが出来ました。平成 5 年に、奥さんと結婚する際に奥さんの実家の所有地であった農地を転用して、現在のお住まい用の個人住宅を、平成 5 年 7 月 20 日に許可申請を受けて建設をされたようです。その際に事務局の説明でもありましたように、併せて駐車場の筆も申請をしておかなくてははいけなかったようですけれども、そのまま未許可のまま駐車場に転用してしまったということです。以上のように、もう 30 年近く経過していることもありますし、また周囲に対して改めて影響が出るということも考えにくいですし、顛末書も提出されていることから、今回のこのことについて問題は無いかと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、事務局の説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございます。土地の所在は嘉久志町●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●市●●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅です。対価は 10a あたり●●●千円、工期は許可の日から令和 4 年 4 月末日となっています。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図は 5 ページをご覧ください。先週の 18 日、木曜日に調査をいたしました。位置図の右上から国道 9 号線が左下に向かって通っていますが、上の方が江津方面で下の方が都野津方面になります。ちょうど、国道 9 号線と書いてある左上に●●●がありまして、場所的にはこの●●●の辺りから入ようになります。江津方面、上の方から来ますと●●●を過ぎた所に、点滅信号がありまして変形の四叉路になっているのですが、これを南方向、左折してずっと進みますと嘉久志のコミセンがあるのですが、その手前で、約●●●m 走りますと、●●●さんや●●●さんというお宅がありますが、ここの角を左折しまして、ここは少し坂になっていまして、●●●の方に上がって行くのですが、これをずっと上がってもらって、●●●さんというお宅の所を右折しまし

て、斜線の申請地の隣が空白になっていますが、ここは●●●になっていて、そのすぐ横に位置します。現地は草で覆われていて、耕作はもう何年もした様子はありません。周りも耕作をするような農地もありませんし、住宅を建てるのは別に問題無いかと思います。地図で言いますと左下の方は、もう雑木が生えておりまして山林のような形になっていきますので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 　次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは2番です。土地の所在は敬川町●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は株式会●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は資材置場です。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和4年7月末日です。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 　はい。それでは位置図は6ページをご覧ください。9号線の下に●●●がありまして、その下の方に申請地がございます。これは7月の農業委員会で●●●7番を審議してもらいましたが、その隣接の農地です。状況は萱が生えている状況でした。北側に道がありまして、東側は水路、南側は宅地、西側は農地に面しておりまして、農地所有者にも同意を得ており、転用することで周囲に悪影響を及ぼすことは無いということです。以上です。ご審議の程よろしく願

いたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 　次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは3番です。土地の所在は敬川町●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。それからもう1筆、敬川町●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●郡●●●町●●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は自動車の保管場所です。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和4年6月末日です。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 　位置図の7ページをご覧ください。中央に9号線が走っていきまして、その中央あたりになります。近くに●●●の●●●という会社がありまして、ここは佐名目という地区になりまして、波子から東に向かって峠を越えてすぐの所です。今年の8月に●●●さんの会社の隣接の農地を審議して頂きました。●●●番で、その隣に敬川町●●●番と●●●番があります。状況は萱がたくさん生えています。将来的には、販売用の自動車の保管展示場所にしたいということでした。以上となります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 4 番です。都野津町●●●番、地目は畑で面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅拡張・倉庫・駐車場ということです。対価は 10a あたり●●●千円で、工期は許可の日から令和 4 年 10 月 31 日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 8 ページをご覧ください。右上から左下へ都野津の街中を通っている道路がありますが、以前は 9 号線だった道路です。現在の 9 号線は左の方に示してありまして、下側が敬川方面で上側が和木方面になります。特別、目立つ建物が無いのですが、左側に●●●の●●●がありまして、申請地の向かいには●●●●●●があります。申請地の右側は●●●●さんの家です。このとおり自宅の隣を譲り受けて、住宅、倉庫、駐車場用地として利用したいということで、周りは宅地化されておりますので、特別問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の

4については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、5番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑で面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号で、この方は亡くなっておられまして、相続財産管理人の司法書士、●●●●さん、江津市●●●町●●●番地の方から提出されております。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅で、対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年10月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は9ページです。中央上から左下に国道9号線が走っております。上の部分の所から斜め斜線の右下に道路が走っていますが、●●●●●●の通りが上の方で、その更に西側の通りが国道から言いますと、●●●●があります。9号線から●●●●の所を入りまして、●●●mくらい進んで行くと左側に申請地がございます。この土地は、全然耕作しておりませんし、周りは全部宅地化されています。申請地の右側道路を挟んで白い部分がありますが、ここも全然耕作されていなくて、草原のような状態です。周りも宅地化されていて特別問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

9番委員 直接は関係無いのですが、亡き●●●●相続財産で相続財産管理人となっておりますが、私の勉強不足でこれはどういうことなののでしょうか。

会 長 事務局いかがですか。

事務局 ●●●●さんの相続財産で、依頼があったのはその財産管理人の方からで、●●●●さんの相続権者から土地売買の話が出て、財産管理人として司法書士の●●●●さんが財産処分の依頼を受けて届けを出している状況です。

会 長 よろしいでしょうか。

9 番委員 地権者は別におられるということですか。

9 番委員 まだ相続が終わっていない状況ですか。

事務局 そうですね。相続が終わっていない状況ということですか。

9 番委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決すること
に賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の
5 については、可決されました。

《 江津町 》

会 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 につい
て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査
結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、6 番です。4 筆ございます。土地の所在は江津町●●●番、地目は田
で面積は●●●㎡です。●●●番、地目は畑で●●●㎡です。●●●番、地目
は田で●●●㎡です。●●●番、地目は田で●●●㎡です。譲渡人は●●●●
さん、●●●府●●●市●●●番地です。この方も亡くなっておられまして、
遺言書を作っておられまして遺言執行者が弁護士の●●●●さん、●●●府●
●●市●●●町●●●丁目●●●番地でございます。公正証書が添付されてお
りました。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的
は植林で、山桜を植林するということでございます。対価は無償で、工期は許
可の日から令和 4 年 12 月末日です。この 4 筆につきましては、平成 21 年
11 月 12 日に 4 条申請がありまして、すでに許可がおりております。但し、
所有者である●●●●さんが亡くなったことにより、4 条で許可がおりていた
集合住宅の建設できなくなったということでございます。そのまま放置されて
いた状況になります。このたび、その 4 条許可の取り消しと併せてこの 5 条
の申請が出ております。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図は 10 ページです。先週の木曜日に現地を確認いたしました。中央に県道三次江津線と書いてあるのですが、これが江津町の本町辺りになります。左上の方に市立郷田小学校の校庭がございまして、この県道三次江津線と書いてある道をずっと地図で言うと左の方に上がって行くと、旧市役所の庁舎の方に出る道です。上の方に行く●●●というお寺がありますが、ここを上がって行くと江川沿いに出る、本町の街中になります。場所は三次江津線の三叉路が地図の中央部分にあります。●●●さんのお宅と駐車場があり、その間の細い道、路地になるのですけれども、軽自動車が入るか入らないかくらいの道ですが、これを入れて行くとすぐ右下の部分が示された辺りになります。周囲は住宅と西側に●●●●●●とありますが、フェンスで区切ってあり、●●●になっています。ですから周りには耕作された農地はありません。したがって、周りに影響を及ぼすことは無いと思います。現状は雑木が生えているような状態で、草も多少は草刈りしているか、してないかというような感じで、そう高い草は生えていないですけれども、ほとんど耕作は何年もされていないような場所です。事務局からもありましたが、司法書士からも遺言書が付いているということで伺っています。特に大きい問題は無いです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認についてでございます。1 ページ目には集計表が付いております。2 ページ目から内容の表示となります。利用権を設定する農地ですが、川平町南川上●●●番、地目は田で面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●●●●、江津市●●●町●●●番地です。農地中間管理機構が中間管理事業としての申請です。賃借料は10a当り●●●千円です。貸借期間が令和3年12月1日から令和13年12月31日となっています。次に2番です。農地の所在は川平町南川上●●●番、地目は田で面積が●●●㎡です。●●●町●●●番、地目は田で面積が●●●㎡です。川平町南川上●●●番、地目は田で面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●●●●、江津市●●●町●●●番地です。賃借料は10a当り●●●千円です。貸借期間は令和3年12月1日から令和13年12月31日の10年1ヶ月でございます。こちらも農地中間管理機構が中間管理事業としての申請です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでございます。先ほどと同じように1ページ目には、集計表が付いております。2ページから説明をいたします。番号1です。農地の所在は敬川町

●●●番、地目は田で面積が●●●㎡です。敬川町●●●番、地目は田で面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。賃貸借で、賃借料は物納で10aあたり●●●ということになっております。期間は10年1ヶ月です。次に2番です。跡市町●●●番、地目は田で●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。使用貸借で期間は1年間となっております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　日程第7、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。
事務局 　前回の第7回の農業委員会総会における議案の説明の補足としまして、今回報告をすることとなっておりますので説明いたします。お手元に資料をお配りしておりますが、第7回農業委員会の4条申請で渡津町●●●番、畑で●●●㎡の転用ですが、申請者は●●●●さん、昭和48年に申請者の叔父である●●●●氏が店舗兼住宅を建築しましたが、今回、敷地が農地であることが発覚したため、顛末書を付して農地転用を申請したということであります。その際に質疑がございまして、現況は既に宅地化して利用していたことに基づいて、当該農地の課税が宅地課税されているかということの質問と併せて、宅地課税がされているのであれば、いつからなのかという質問でした。調べましたところ、48年7月に家屋の登記がされたということで、その時に法務局から

市の税務課へ資料が送付され、そこで現地も確認したということなのですが、基準日として翌年の1月1日が基準となります。ですので、49年から宅地として課税されているということでございます。もう一つですが、建築確認申請との関連がどうなのかということで、家を建てる確認申請で敷地として農地ということで、許可はどうかという質問もありました。確認をしましたところ、昭和25年に建築基準法が変更される前は、底地に関係なく建築の申請が出されたら許可されていたということでございました。それから、法の改正後は敷地が宅地であることが必須条件で、それが示されたために申請があった場合に確認をして、農地であれば宅地に転用をして建築するという流れになっています。しかし以前は、自己資金があった場合には登記をせずに建築ということが、あったようでございます。その場合に確認申請を行わずに建築し、事後確認されるということが見受けられたようです。借入資金での建築の場合は担保物件の関連もあり、登記を行うため、宅地でないと建物が建てられないという状況に推移していったようです。先ほども言いましたとおり、現在は、確認申請が提出された場合には、敷地は宅地でなければいけないということになっていますから、確認して宅地に転用することになっています。以上報告をいたします。

会 長 ただ今、前回の総会での繰越議案について事務局から説明をいただきました。ただ今の件について、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、あとその他について、皆さんから何かございますか。

2番委員 よろしいでしょうか。最近、各地区で猪とか猿が大変出てきています。自分の所にしても、やはり被害が出てくるのではないかという気がしています。そういう面もやはり市としても気を付けて見守り等、何か対応を考えて頂けたら良いなと思うのですが。最近は特に、親子連れで出てきて畑を荒らしています。それから、メッシュとか電牧柵の対策をしても、もう10年近くなりますし、それ以降は個人でやらないといけないとかあるのですが、その電柵の寿命がきたりすると修理が出来るのなら、窓口を設けて、そういう所も考えてくれたら良いなと思います。その辺りはどうでしょうか。

会 長 事務局、何かありますか。

事務局 鳥獣被害は、随分こちらでも聞き及んでいるところでございます。農林水産課で、有害鳥獣に関しての補助制度がいくつかあるようですが、一つには地域でまとめて設置する方式、またもう一つは個人でメッシュや電牧柵を設置したときの補助というのがございます。いずれにしても農林水産課で、受付をしておりますので、そちらに申請をして頂ければと思います。ただ、年度ごとに予算がありますので、各地域からの申請や要望があがってきて予算不足も予想されますので、早めに申請された方が良いかと思っております。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。

2 番委員 電牧ですので、電池を長く使用していたら買い替えるかしないといけない訳です。ただ、現在使っているメーカーの扱い元が分からないことがあるのです。受付窓口があれば直接聞いたりして対応出来ると思うのですが。今は何も窓口が無いですね。そこら辺が今後のことについて考えて頂きたい、また、設置した後は完全に個人で対応ということになると、設置の補助金は経費の3分の1の支援があってもメンテナンスはあまり出費したくない、なかなか高価な物ですから、結局今の装置はそのまま電池を変えるだけで済むのなら・・・となるわけです。一括となるとかなりの金額になりますので、修理の受付等が出来る窓口があれば一番良いかと私が個人的に思うのですが。あとは全く出来ないと言われれば考えないといけないと思っている所ですので。

事務局 基本的には、個人対応となっておりますのでご理解ください。蓄電池とか電気線とか色々ございますが、個人で調達することとなっております。修理の窓口というのは別に設定しておりません。それはご理解頂きたいと思っております。鳥獣害の担当部署が農林水産課となっておりますので、問い合わせは農林水産課にお願いしたいと思っております。

2 番委員 まあ相談ですので、分かりました。

会 長 他に、何かございますか。はい、どうぞ。

9 番委員 鳥獣害の話が出たので、確かに鳥獣害の被害はものすごく多発しております、特に暑い時期の7月～9月、猪ですけれど、ご存じのように被害が出て、市へお願いをして有害鳥獣の檻を設置したりするのですが、設置されるのは猟友会が設置されます。しかし、7月～9月というのは肉が筋肉質で、赤身ばかりで脂肪がのって無くて、あまり美味しくないです。檻に入っても処理は、埋

設処理されることがほとんどで、実際の埋設することになると、僅か 1m くらいの猪であっても、だいぶ大きな穴を掘らないといけない状態です。それと猟友会の 1 人が大体 5 個以内の檻を管理されているようですが、正直なところ、捕獲後の処理が大変なために捕まって欲しくないのが現状で、負担軽減のため、川越にある「えのきの郷」の猪の加工施設に販売をするため市の農林水産課等を通してお願いしています。また、ジビエ料理も色々飲食店を通して、付加価値や利用価値を模索している状況です。そういった活用方法が、どんどん出来てくると、猟友会の方も、進んで捕獲してくれると思うので、今その辺をすすめている最中です。

会 長 ありがとうございます。他にございませんか。事務局、この間から熊の出没あるいは被害、鹿も最近よく見られている。こういった所、桜江とか色々あると思いますが、そういった情報提供はありますか。

事務局 熊は谷住郷で、山羊が数頭、被害にあったと聞いております。まだ、その熊が見つからない状況なので、今は檻を設置している状況だそうです。また、波子町の海浜公園付近で目撃された熊は、その後の調査でも動向が捉えられず、被害が無いようなので、警戒態勢が緩和されるようです。鹿は渡津の方や江津町の方でも見かけられているということなのですが、鹿については植物の皮を剥いで食べているということで、植林等している場合は被害があるかと思いません。農作物に直接の被害はあまり出ていないと思いますが、あちこちで被害報告があるようでございます。

会 長 ありがとうございます。その他、皆さんからはよろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他事務連絡等は、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 8 回江津市農業委員会総会を閉会いたします。なお、次回開催は 12 月 20 日の月曜日、パレット江津で行いますのでお間違えの無いように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員